

三木町告示第89号

三木町工事請負契約約款の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第10号

三木町工事請負契約約款の一部を改正する規則

三木町工事請負契約約款（平成10年三木町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「以下」を「第8条において」に改め、同条第7項中「支払い」を「支払」に改める。

第2条中「おいては」を「おいて」に改める。

第3条の見出し中「工程表」を「請負代金法定福利費内訳書及び工程表」に改め、同条第1項中「基づいて、」の次に「請負代金法定福利費内訳書（以下「内訳書」という。）及び」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第3条に次の1項を加える。

4 内訳書は甲及び乙を拘束するものではない。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「、当該保証は」を「当該保証は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第7条の2の見出し中「乙の契約の相手方となる」を削り、同条第1項から第3項までを次のように改める。

乙は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合には、社会保険等未加入建設業者を当該下請負人とすることができる。

(1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 乙が、甲の指定する期間内に、社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を甲に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合

3 乙は、次の各号に掲げるときには、甲の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、甲が同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 乙が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、甲が同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に相当する額

第8条中「以下」の次に「この条において」を加える。

第9条第5項中「おいては」を「おいて」に改める。

第13条第2項中「本条」を「この条」に改める。

第15条第2項中「、その旨」を「その旨」に改め、同条第3項中「、甲に」を「甲に」に改め、同条第8項中「又は」を「及び」に改める。

第16条第4項中「おいては」を「おいて」に改める。

第18条第3項ただし書中「、乙の」を「乙の」に改める。

第20条第1項中「以下」を「第29条において」に改め、同条第3項中「若しくは労働者」を「、若しくは労働者」に改める。

第21条に次の2項を加える。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延

長しなければならない。

- 3 甲は、前項の工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合において、請負代金額について必要と認められるときは変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条第2項ただし書中「、甲が」を「甲が」に、「、乙が」を「乙が」に改める。

第24条第2項ただし書中「、請負代金額」を「請負代金額」に改め、同条第3項中「、乙が」を「乙が」に改める。

第25条第2項中「控除した額をいう。以下同じ。」を「控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。」に、「相応する額をいう。以下同じ。」を「相応する額をいう。次項において同じ。」に、「1000分の15」を「1,000分の15」に改め、同条第4項中「本条」を「この条」に、「おいては」を「おいて」に改める。

第28条第1項ただし書中「本条」を「この条」に改める。

第29条第1項中「双方」を「のいずれ」に改め、「責めに」の次に「も」を、「以下」の次に「この条において」を、「建設機械器具」の次に「（以下この条において「工事目的物等」という。）」を加え、同条第4項中「、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「等」に改め、「係る」の次に「損害の」を、「以下」の次に「この条において」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。

第29条第6項中「差し引いた額」の次に「と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」」を加える。

第32条第5項及び第6項中「おいては」を「おいて」に改める。

第35条第1項中「以下」を「次条において」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「請負代金が」を「請負代金額が」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「この場合においては」を「この場合において」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる、この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第36条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 乙は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、

乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第38条第5項中「通知」を「確認」に改める。

第39条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項ただし書中「前項」の次に「の規定」を加える。

第42条第1項本文中「、「契約不適合」」を「「契約不適合」」に、「補修」を「修補」に改め、「履行」の次に「の追完」を加える。

第44条中「履行を催告」を「履行の催告」に改め、同条第6号中「し、その違反」を削る。

第45条第7号中「履行」の次に「を」を加え、同条第8号中「挙げる」を「掲げる」に、「債務を履行」を「債務の履行」に改める。

第50条第3項中「、その余剰額」を「その余剰額」に改め、同条第7項中「おいては」を「おいて」に改め、同条第8項中「、乙が」を「乙が」に改める。

第55条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第59条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。